

令和8年度 第2回 湯梨浜町農業委員会定例総会議事録

開催年月日	令和8年5月11日（月）午後2時05分			
開催場所	湯梨浜町役場別館 講堂			
出席委員（12名）	1番 土海 政信 委員	2番 下田 健一 委員	3番 尾川 寛信 委員	4番 山田 隆雄 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 山下 和子 委員	7番 渡邊 由佳 委員	8番 清水 武敏 委員
	9番 横川 力 委員	10番 中村 弘明 委員	11番 蔵本 孝広 委員	12番 山上 真治 委員
欠席委員（0名）				
出席推進委員（8名）	13番 赤井 保 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 松本 勝男 推進委員	16番 山本 正義 推進委員
	17番 伊藤 文夫 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 音田 孝好 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員（0名）				
職務のため出席した職員	事務局長 村岡 正憲 主 幹 中村 武史			
提案議案	第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第5号議案 非農地の現況証明について 第6号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について 第7号議案 非農地の決定について			
報告事項	なし			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局</p> <p>山本推進委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p> <p>長谷川会長（議長）</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和 8 年度第 2 回農業委員会定例総会を開会します。はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆さんご起立をお願いします。</p> <p>本日の先導役は、議席番号 16 番 山本正義 推進委員です。よろしくお願いします。</p> <p>（農業委員会憲章の唱和）</p> <p>ありがとうございます。ご着席ください。</p> <p>開会にあたり、長谷川会長よりあいさつ申し上げます。</p> <p>（長谷川会長あいさつ 省略）</p> <p>本日の出席者報告です。農業委員の現員数 12 人に対し、ただ今の出席委員は 12 人でありま す。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しております ので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長 となります。長谷川会長で進行をお願いします。</p> <p>それでは進行させていただきます。本日の会議の日程は、お手元に配布のとおりでございます。 ご確認願います。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p>	<p>（議長）</p>	<p>日程 2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについて皆さんにお諮 りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定によ り、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>異議なしと認め、議事録署名委員には、議席番号 3 番尾川寛信委員、議席番号 4 番山田隆雄委 員、両名を指名させていただきますのでよろしくお願い致します。なお、会議書記におきまして は、事務局をお願いを致します。</p>
<p>3 議事</p> <p>議案第 4 号</p> <p>農地法第 5 条の規定による許 可申請について</p>	<p>事務局</p>	<p>本日は、報告事項はございませんので、日程 4 議事に移ります。</p> <p>議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。説明してくださ い。</p> <p>議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。会議書 2 頁です。</p> <p>次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に 進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p>

		<p>(資料 2-1 頁～2-6 頁)</p> <p>番号 1 土地の所在 大字長江 字西沢 652-6 の 1 筆。地目は田。転用面積は、645 m²です。転用計画の用途は、住宅用地で、施設概要は、一般住宅。建築面積は、120.9 m²です。譲受人は、倉吉市福庭町一丁目 385-2●●と、●●。譲渡人は、門田 1174●●です。契約内容は、贈与による所有権移転です。立地基準の判定に係る農地区分は、第 2 種農地。その区分決定根拠は、小集団の生産力の低い農地と判断できるためです。</p> <p>許可根拠規定は、集落接続と判断しています。なお、この立地基準の判定については、事前に許可権者である県とも協議済です。</p> <p>都市計画区分は、非線引きの都市計画区域内で、公共投資はありません。</p> <p>事業内容は、一般住宅 1 棟の建築。真砂土で 20 cm の盛土を行い、東・北・南側 3 方向に高さ 1m の L 型擁壁を設置します。</p> <p>この度の転用面積は、645 m²と住宅 1 棟の面積としては広いですが、住宅建築後駐車場やガーデンスペースを作られる予定です。申請地内の西側水路へ雨水を排水する計画により、隣接する農地への雨水・土砂流出の恐れはありません。</p> <p>農業振興地域整備計画において農用地からは除外済み。接農地耕作者 3 名の同意書が添付されています。</p> <p>2-1 頁が航空写真の位置図です。左上付近に黄色で囲っている 1 筆が農地転用部分です。なお、申請地は、門田集落内に位置しており、この写真の中央左に見えている茶色屋根の建物が門田公民館で、中央に見える道路が県道長和田羽合線で、北側方面が羽合地域になります。</p> <p>次の 2-2 頁が現地の写真です。左の写真は南東側から撮影しています。その写真の左側に見えるのが門田地区の消防用防火水槽です。</p> <p>右の写真は、北西側から撮影した写真です。いずれも赤色線で囲っている範囲が対象地になります。</p> <p>次の 2-3 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地周辺の地目を示しています。申請地 652-6 の北側隣接地に、652-2、地目は田、東側に 650-4、地目は田、南側に 652-3、地目は畑の 3 筆があります。この 3 筆の耕作者の同意書が添付されています。</p> <p>次の 2-4 頁が土地利用計画図・平面図です。宅地部分を含めた申請地を黄色線で囲っています。この土地は、西側（図面でいうと下側）に隣接の町道があり、申請地への進入口は、西側の町道</p>
--	--	--

	<p>(議長)</p> <p>渡邊委員</p> <p>(議長)</p> <p>山田委員 事務局</p> <p>山田委員 (議長)</p>	<p>側に接続します。</p> <p>申請地の西側一部に、青色で示していますが、既存水路を付け替えし、雨水の排水対策を図るものです。</p> <p>上水は緑色線、下水は茶色線、雨水は青色線で示しています。下水については、申請地西側に隣接する町道門田長江線に埋設の公共下水につなげる計画です。</p> <p>次の 2-5 頁が盛土造成の縦横断面図です。1mのL型擁壁を設置し 20 cmの盛土をします。</p> <p>次の 2-6 頁が建築する住宅の立面図で平屋造です。ご確認ください。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。説明は以上です。</p> <p>議案第 4 号の説明が終わりました。引き続き、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>議席番号 7 番の渡邊由佳委員より報告をしてください。</p> <p>本日 11 時 30 分に事務局に集合し、会長、職務代理、委員 3 名と事務局 2 名の 7 人で現地を確認しました。2-2 ページをご確認ください。現地は集落の一角で、申請地は畑として利用されています。転用目的は一般住宅一棟です。計画では、西側は町道、北・東・南側 3 方向に L 型擁壁で囲み土砂流出の恐れはなく、周辺農地への影響はありません。この転用計画を認めることについて問題はないことを委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>以上で、申請番号 1 の説明と現地確認の報告が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>防火用水とありましたが、写真でコンクリートを張ってあるところが防火水槽ですか。</p> <p>防火水槽は 2-4 頁にありますが、652-4 とあるのが防火水槽です。写真では、2-2 頁の左写真で赤色線の外れている部分でフェンスで囲ってある部分が防火水槽です。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 4 号「農地法 5 条の規定による許可申請につい</p>
--	--	--

議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について	事務局	墓地を建てる場合は町民生活課の許可になります。許可が出るのが確約されたのちに農地転用の手続きになることが基本的と思われます。いずれにしても 20～30 年以上前から墓地として利用されていて、実際許可があったのかはわかりかねます。以前は許可がなくても建ててしまわれているのかもしれませんが、農業委員会の範疇ではないのでご理解ください。
	岡本推進委員 (議長)	わかりました。 そのほかに質疑はありますか。 その他に質疑はございますか。
	(議長)	質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 5 号「非農地の現況証明について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 5 号「非農地の現況証明について」は、原案のとおり議決致します。
	事務局	次に、議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。説明を求めます。 議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。会議書 4 頁です。 次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。 (資料は 4-1 頁) 4-1 頁をお願いします。利用権設定関係です。 農地番号 1 大字田後地内の記載の 1 筆の現況 田で、利用目的は水稻栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、ともに 8 年 7 か月で、無償です。耕作者は、田後の●●で、新規契約です。 農地番号 2 大字羽衣石地内の記載の 1 筆の畑で、利用目的は梨栽培です。地権者が機構に設定する権利、機構が耕作者に設定する権利は、9 年 7 か月で、有償です。ただし、最初の 4 年 7 か月は収穫に至らない期間であるため賃料が全体で●万円、収穫を見込める後の 5 年間は●万円の契約となります。耕作者は、門田の●●で、新規契約です。 なお、地域計画の地区は、表の右側に記載のとおりですのでご確認ください。説明は以上です。
	(議長)	説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。皆さんの方から質疑はありますか。

<p>議案第 7 号 非農地の決定について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>それでは、質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。</p> <p>これより採決を行います。議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」、これを原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」は、原案のとおり意見決定と致します。</p> <p>次に、議案第 7 号「非農地の決定について」を議案とします。説明をしてください。</p> <p>議案第 7 号「非農地の決定について」を説明します。会議書 5 頁です。</p> <p>次のとおり、農地法第 30 条に規定する農地利用状況調査の結果に基づく別紙一覧表記載の土地が、農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない土地であることの可否について、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 5-1 頁～5-2 頁)</p> <p>5-1 頁、5-2 頁の非農地通知一覧表をご覧ください。この度は、大字宇谷の---、---、---地内の記載の 26 筆の土地について、非農地決定の判断をいただきたく提案するものです</p> <p>表の左側から、土地の所在、地目、面積、所有者については、記載のとおりです。所有者については、登記簿上の所有者になります。利用状況調査は、令和 7 年 7 月と 10 月に実施され、その際に「再生利用が困難な農地」と判断されているものです。</p> <p>非農地通知書発行年月日は、議決を得た後に、所有者、所有者死亡の場合は納管人等に発行しますので、本日時点では空欄としています。</p> <p>備考欄には、非農地とした際の変更後の田畑以外の地目を記載しています。なお、記載の地目については、この後写真を見ていただきますが、町民生活課の評価係が判断している現況地目も参考に記載しています。</p> <p>具体的に、位置図と現況写真により説明します。5-3 頁、番号 1 から番号 9 までの位置図です。この図の下に見えている茶色の屋根の施設が町立わかばこども園、左上に斜めに見えるのが山陰道、東西に見えるのが国道 9 号線になります。その現況写真が、5-4 頁から 5-6 頁になります。まずは 5-4 頁、上の番号 1 は、畑から原野に地目変更、下の番号 2 と 4 は畑から原野に地目変更するものです。次に 5-5 頁です。左上の番号 3、その他番号 5 から 8 まで畑から原野に地目変更するものです。次に 5-6 頁です。左上の番号 9 は畑から山林に地目変更するものです。5-</p>
-------------------------------	---------------------	---

<p>5 その他</p>	<p>(議長) 清水委員 事務局</p> <p>清水委員 事務局 清水委員 (議長)</p> <p>(議長)</p>	<p>7頁、番号10から番号26の位置図です。先ほどの5-3頁の位置図から、西側の宇谷集落に進んだところ。その現況写真が、5-8頁から5-11頁になります。まずは5-8頁、左上の番号10と11は、畑から原野に地目変更、右上の番号12は畑から宅地に地目変更、左下の番号13、右下の番号14は畑から原野に地目変更するものです。次に5-9頁です。番号15から18まで、全て畑から雑種地に地目変更するものです。次に5-10頁です。左上の番号19は畑から原野に地目変更、右上の番号20は畑から雑種地に地目変更、左下の番号21、右下の番号22と23は畑から原野に地目変更するものです。次に5-11頁です。左上の番号24は畑から雑種地に地目変更、右上の番号25と26は畑から原野に地目変更するものです。ご確認ください。</p> <p>以上、26筆の提案について、本委員会で議決を得た後、所有者に通知発行、3ヶ月の不服申し出期間を経た後、不服申し出者を除き、町長の職権で登記簿地目の変更登記を行うこととなります。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>●は畑から雑種地になっていますが、宅地になるのではないのでしょうか。</p> <p>カッコ書きの記載地目は、町民生活課評価係が雑種地で課税されているので雑種地へ変更するものです。こちらの方で勝手に地目変えることはありませんので、雑種地で課税されているものは雑種地に、原野で課税されているものは原野へ変更するものです。</p> <p>農業委員会としては関与しないということですね。</p> <p>農業委員会が地目についての関与は致しません。</p> <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑はないようですので、これより採決を行います。</p> <p>議案第7号「非農地の決定について」、原案のとおり、これを認めることに賛成の委員の挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって、議案第7号「非農地の決定について」は、これを原案のとおり議決致します。非農地通知は26件でございます。以上で議事を終わります。</p> <p>それでは、その他に移ります。</p> <p>(1) 6月定例総会」日程について、説明してください。</p>
--------------	--	--

6 閉会	事務局	<p>○「6月定例総会」日程 6月10日(水)午後3時～ 第3会議室 現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理、 ⑨横川 力委員、⑩中村弘明委員、⑳倉本哲男推進委員 ※変更後→ ⑩中村弘明委員→ 尾川寛信委員へ変更 ㉑倉本哲男推進委員→河井勝重推進委員へ変更 ※現地調査案件がある場合は、午後1時30分に事務局へ集合。</p>
	(議長)	(2) 6月農家相談会の日程について、説明してください。
	事務局	○「6月農家相談会」日程 6月18日(木)午前9時～正午 第3会議室(弁当喫食後解散)
	(議長)	担当：⑥山下和子委員、⑦渡邊由佳委員、⑬赤井 保推進委員
	事務局	(3) その他について、説明してください。
		○その他は、改選に伴う農業委員・農地利用最適化推進委員募集結果の現状を報告します。
	・農業委員は、定数12人に対して候補者16人の応募あり。(羽合6人、泊3人、東郷7人)	
	候補者評価委員会 5月13日開催予定	
	・農地利用最適化推進委員は、定数8人に対して候補者15人の応募あり。	
	(羽合4人、泊2人、東郷9人) ※農業委員への応募もあるので実数は違う。	
(議長)	4/20以降に町ホームページに、候補者を掲載済	
山本推進委員	このことについて、皆さんからお尋ねはありますか。	
事務局	昔は応募資格に反別があったが今はないですか。	
(議長)	現在は制度も変わり、反別はありません。	
	以前は、選挙人名簿に記載がなければ立候補できなかったが、法改正により今は無くなっています。	
	その他に皆さんから何かございますか。	
	無いようですので以上で終わります。	
(議長)	皆さん、ご起立をお願いします。	
事務局	以上を持ちまして、令和8年度第2回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。	
	お疲れ様でございました。	
	(閉会 午後3時05分)	